

平成 26 年度 第 1 回 松阪市環境審議会 議事録

日 時 : 平成 26 年 4 月 15 日 (火) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 30 分

場 所 : 松阪市役所 第二分館 教育委員会室

出席者 : 17 名

審議会委員 12 名

富田靖男 (会長) 門暉代司 (副会長) 大橋純郎 垣本和美

清水善吉 田畑繁行 近田清美 中村陽子 前田多香子

水田元志 山本清巳 山本理恵子 欠席者 3 名

事務局 5 名

川口環境生活部長 武田環境・エネルギー政策推進課長

磯田スマートワーク推進担当監兼環境エネルギー政策室長

徳田環境エネルギー政策室主任 環境エネルギー政策室 (世古)

傍聴者 : なし

〈議 事〉

1. 環境生活部長挨拶

部長 : 今年度、市の機構改革が実施され、前年度までの環境部から環境生活部へ、環境課も環境・エネルギー政策推進課へと名称をあらためた。本市の環境基本計画は平成 18 年度の策定以降、目標年度である平成 29 年度に向け、松阪市の目指すべき環境像『うるおいある豊かな環境につつまれるまち まつさか』を実現するため、基本計画の目標を達成すべく各種の施策を展開している。当審議会は、環境基本計画に関する事項や、うるおいある豊かな環境の保全と創造について、ご審議いただき、毎回、有意義なご意見を頂戴している。本日も、環境基本計画に基づく重点事業について、ご審議いただき、それぞれのお立場からご意見を頂戴したい。短い時間ではありますがよろしくお願ひしたい。

2. 平成 26 年度環境基本計画重点事業について

※事務局より説明

会長 : 従来だと年度末に結果についての審議をしてきた。本年度から、冒頭に重点事業の妥当性について審議したい。ご意見をお願いしたい。

委員 : 重点事業 1「みなと森と水ネットワーク促進事業」のあかね材とは何か。重点事業 2「森林環境創造事業」と重点事業 4「里山の森林安全安心対策事業」は内容的にどう違うのか。重点事業 23「森林環境学習事業」は、他の事業と比べて年度目標が抽象的であるがいかがか。

委員 : 関連質問で、重点事業 1「みなと森と水ネットワーク促進事業」について、あかね材は飯南地域で産出される材木なのか。重点事業 9「浄化槽設置促進事業」と重点事業 10「浄化槽市町村整備事業」は、飯南地域において下水道事業が実施されていないことから、この事業

になるのか。

事務局：あかね材については、現在事務局において説明資料を持ち合わせていない。

委員：専門であるので、あかね材について説明する。あかね材は、杉やヒノキに「スギノアカネトラカミキリ」という虫が原因となり現れる食痕により、製材品の価値が低下するという問題があるが、これらの食痕は通常の木材と比べても、強度や耐久性に問題が無いことから、これらの食痕材をあかね材と位置づけ活用していただけるように取り組んでいる。特に構造材としての用途を推奨している。

会長：重点事業2「森林環境創造事業」と4「里山の森林安全安心対策事業」の違いについてはどうか。

事務局：各事業に詳細な条件があるが、大別すると、重点事業2「森林環境創造事業」は、林道から400mほど離れた山林を対象とし、重点事業4「里山の森林安全安心対策事業」は集落や公共施設周辺の森林を対象とするものである。

委員：重点事業4「里山の森林安全安心対策事業」の実施面積について、数字の根拠はなにか、また対象地区が決まっているのか。

事務局：実施面積は、担当課からの報告による数値であり、対象地区の資料は持ち合わせていない。

事務局：重点事業4「里山の森林安全安心対策事業」と重点事業23「森林環境学習事業」について補足。みえ森と緑の県民税が導入されたことから、この部分を追加する。これらの事業には、みえ森と緑の県民税から得られた財源が使われる。

事務局：重点事業23「森林環境学習事業」の実施内容について、みえ森と緑の県民税の対象事業であるが、小学校5年生を対象とし、学校へ出向く方向で検討している。5年間で市内全小学校において実施する予定。

会長：重点事業9「浄化槽設置促進事業」と重点事業10「浄化槽市町村整備事業」の違いについては。

事務局：内容に違いがある。生活排水は主に下水道事業で処理するが、下水道区域以外を浄化槽区域として定める。浄化槽区域については、市町村が設置する区域と、個人が設置するものに対してその費用の一部を補助金として支出する区域に分かれる。飯南・飯高は市が下水道の代わりに意味として浄化槽を設置しに行く。本庁・嬉野・三雲は個人が設置する浄化槽について設置費用の一部を補助する。

委員：重点事業1「みなと森と水ネットワーク促進事業」について、なぜ東京都港区のネットワークと協力するのか。重点事業5「市街地循環バス運行事業」について、前年の目標から数字

が増加しているが、前年に数字が伸びたからなのか。重点事業 13「都市景観推進事業」について、前年の重点事業から内容が変わっているが、前年の事業は完了したのか。重点事業 22「学校エコチャレンジ事業」について、31 校としているが、前年の数字は達成できたのか。

事務局：重点事業 1「みなと森と水ネットワーク促進事業」について、松阪市は平成 25 年度にネットワーク会議に加入した。現在は全国で 69 の市町が加入している。港区は、一定規模以上の建築物について、一定の木材使用を義務付けており、その使用する木材は、ネットワーク会議で協定を締結した市町からの木材を使用することとしている。このことから、港区のネットワークと協力していくものである。重点事業 5「市街地循環バス運行事業」について、前年度実績が目標である 8 万 5 千人を達成でき、一層の利用を推進していく必要があることから、前年目標を基に 9 万人とした。重点事業 13「都市景観推進事業」について、ご指摘のとおり、平成 25 年の事業は終了した。重点事業 22「学校エコチャレンジ事業」について、市内の幼稚園及び小・中学校がすべて認定を受けているなかで、前年の数字は達成しており、今年度は前年の残りの 31 校の更新を行う。

会長：他に意見は。

委員：年度目標の記載について、重点事業 14「市道松阪公園桜町線道路整備事業」について、道路工事を進めるとの内容でしかなく、環境としての側面が記載されていない。場所的に、地域の景観に配慮しつつの道路建設と思われることから、それを明記すべきではないか。重点事業 3「未来へつなぐネコギギの里事業」について、年度目標と実施内容が合致しない。重点事業 4「里山の森林安全安心対策事業」について、実施内容がどのように環境保全につながるのか記載がない。

会長：納得できる意見ですので、ぜひ参考にさせていただきたい。

事務局：ありがとうございます。記載内容の修正をしていきます。

委員：重点事業 23「森林環境学習事業」について、今年は森林学習の対象を 5 年生とし、出前講座であるとの説明だが、体験型と机上の学習では違う。受身に勉強するより、体験型学習はこどもの興味をひく。松阪は山が多く、体験の宝庫なので、体験型を念頭において、実施の参考にさせていただきたい。

会長：他に意見は。

委員：重点事業 21「環境パートナーシップ会議事業」について、会員数を増やして啓発を行う目標があるが、名称が堅く一般の人にはハードルが高い。名称を変えようという議論が以前からあったが、それはいつ実現するのか。

会長 : 本日の次の議題がパートナーシップ会議についてなので、そこで一緒に検討する。他に意見は。

委員 : 重点事業 18「環境美化対策事業」について、広く周知をしていただきたい。

事務局 : 「松阪市みんなでまちをきれいにする条例」は 4 月 1 日から施行された。長期的な視点で、効果的な事業を考えていくなかで、まず啓発から行う。市長と一緒に駅で啓発物品を配布したり、懸垂幕やのぼりも掲げている。今後も啓発方法を考えていきたい。条例のなかには、禁煙禁止区域を設けており、現在は住民協議会の会長や商店街の方、有識者等で場所を検討している。市民のみなさんと一緒にすすめるための有効な手法を考えていきたい。具体的なご意見等があればいただきたい。長く続く事業なので、長い目で反映させていきたい。

委員 : 別件であるが、以前から市民として気になっていたことだが、松阪市にどんな動物が生息しており、どんな生態系があるのかを調査した資料等はあるのか。なければ、翌年度の事業として検討していただきたい。

会長 : 秋にまた審議会を開催する予定である。秋の審議会では、予算に向けての会議であるので、ぜひその時に意見をいただきたい。他に意見は。なければ、事務局において、年度目標、実施内容について、より環境面との関係が明確となるように記載の方法を検討していただきたい。

3. 平成 26 年度における松阪市環境パートナーシップ会議の活動について

※事務局より説明

事務局 : 重点事業のなかでも質問があったが、環境パートナーシップ会議の名称については、啓発プロジェクトの中で検討を行っているが、結論には達していない。これからも検討していきたい。

会長 : 質問等はないか。

副会長 : 環境パートナーシップ会議が始まって 5 年目になる。これまでの運営が行政主導の面が強すぎたのではないか。環境パートナーシップ会議にもっと自主性をもたせることが必要。現状は、イベントのときに環境パートナーシップ会議のメンバーが応援に来るだけになっているのではないか。環境パートナーシップ会議のあり方について 1 から考え直してもらってもよいのではないか。

事務局 : 行政が環境パートナーシップ会議を主導している部分はあると認識している。会員にも考えていただく部分が少なかった。名称については、ネーミングを公募してはという話もあった。市民に受け入れていただきやすい名称としていくことが必要であると考えている。住民協議会で環境活動をしているところもあるなかで、この環境パートナーシップ会議を地域の活動

の根幹にしていきたい。

副会長：住民協議会が全地域にできて、環境部会を設けているところもある。そこへの働きかけで会員を増やして行ってほしい。

委員：平成25年度末で39個人・団体とのことだが、内訳は。

事務局：個人7名、市民団体10団体、企業等22社となっている。

委員：会員数を増やすことに関しては副会長の意見を参考にさせていただきたい。

委員：私は企業の一員として会員になっており、月1回ほど環境フェアプロジェクト会議に参加している。委員の個人と個人のつながりはあるが、団体や企業同士のつながりが無い。環境パートナーシップ会議の中のプロジェクトとしてはつながりがあるが、環境パートナーシップ会議の全体としてはつながりが無い。

委員：環境パートナーシップ会議への行政職員の参加状況は。

事務局：担当係の中から何名かは参加するようにしている。これから緑のカーテンの時期になってくるので、常に行政の職員が入っている状況。

委員：個人メンバーのなかに友人が2人いるが、全国規模でエコバッグが普及するなど、めざましい活動をしているイメージがある。個人として住民協議会に入ることがあるが、住民協議会へこの環境パートナーシップ会議についてどのような説明をすればよいのか。

事務局：今月、住民協議会の集まりがあるので、行政の方から発信したい。個人では、環境パートナーシップ会議ではどういうことをしているのかを話してもらおうのがよいかと思う。

委員：設置の要綱などはあるのか。何を目的とした集まりであるのか現状ではわからない。

事務局：環境基本計画において位置付けている。市民、市民団体、事業者、行政が協働して構成している。

副会長：環境パートナーシップ会議の位置付けを明確にしていく必要がある。

委員：名称変更も含めて早急に検討し、結果として出してもらいたい。

委員：環境パートナーシップ会議は、環境というと幅が広いが、広い活動のなかで緑のカーテンなど一部に特化している印象がある。

会長 : 将来の課題として検討していただきたい。環境パートナーシップ会議については以上でよろしいか。

4. その他

委員 : 重点事業 16「資源物集団回収活動補助金」について、団体数を増やすことを目標としているが、目標を団体数以外の数字に変えられないのか。

事務局 : 平成 24 年度の計画では、回収量を目標としていたが、平成 25 年度の目標設定で、回収量の把握が申請団体だけの把握となっており、市全体の回収量を把握していないことから、補助金申請団体数に変更した。補助金申請団体数を増やすことで、回収量も増加することが想定されることから目標を変更している。

会長 : 他にご意見は。ないようなので、これにて終了します。